

安来市空家等の適正管理に関する条例骨子(案)

項 目	内 容
★ 目 的	この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の定めによるもののほか、市における空家等に関する対策について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域力の維持向上に資することを目的とする。
★基本理念	空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないよう、必要な措置を適切に講じることにより、明るい住環境を目指し、誰もが住みやすく訪れたくなる、魅力あるまちづくりを推進することを基本理念とする。
★ 市の責務	市は、空家等に関する対策において、その地域資源としての活用を促進するため、情報の収集、伝達、整理その他の必要な措置を講ずるものとする。
◇★ 定 義	① 空家等 法第2条第1項に規定する空家等で市の区域内に存するものをいう。 ②特定空家等 法第2条第2項に規定する空家等で市の区域内に存するものをいう。 ③管理不全空家等 空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると市長が認める空家等をいう。
★ 定 義	④特定空家等候補 管理不全空家等のうち、安来市空家等対策計画による特定空家等認定の基礎判定表により特定空家等候補に該当するものをいう。 ⑤所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。 ⑥市民等 市内に住所を有する者、市内に存する土地建物(定着物を含む。)の所有者又は市内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
◇★所有者等の責務	・所有者等は、基本理念にのっとり、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空家等を適切に管理しなければならない。 ・相続の開始により不動産(建築物又は建築物が存する土地に限る。)を相続した者は、速やかに相続人名義の登記をするよう努めなければならない。
★ 市民等の役割	市民等は、隣家等との連携や相互協力体制を保つように努め、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するとともに、空家等の適切な管理に協力できるよう努めなければならない。
★ 関係機関との連携	市は、目的を達成するため、警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。
◇特定空家等に対する措置(緊急代執行)	災害その他非常の場合において、保安上著しく危険な状態にある等で、必要な措置をとるよう勧告された特定空家等については、命令等の一部の手続を経ずに市長が代執行できる。(法第22条第11項)
★緊急安全措置	市長は、災害その他非常の場合において、法第13条第2項に規定する勧告を行った特定空家等候補が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等候補に関し周囲に対する危害を未然に防ぐために緊急に必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとる必要があると認めるときは、その措置を自ら行い、又は委任した者(以下「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、当該特定空家等候補の所有者に請求するものとする。
★緊急安全措置所有者等が不明の場合	①特定空家等候補に対して、法第13条第2項の規定により必要な措置を勧告しようとする場合 ②特定空家等に対して、法第22条第2項の規定により必要な措置を勧告しようとする場合 市長は、①②の場合において、過失がなくてその措置を勧告すべき者を確知することができないときに、緊急安全措置を行おうとする場合においては、自らの負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者にその措置を行わせることができる。この場合において、市長は、当該措置に係る特定空家等候補の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

◇法の規定によるもの。

★安来市での独自規定によるもの。